

2019年7月25日 全9頁

いまさら人には聞けない 相続法改正のQ & A <その②>

遺産分割に関する見直し

金融調査部 制度調査課
主任研究員 金本 悠希
主任研究員 横山 淳

[要約]

- 7月1日から、昨年7月に成立した、相続法（相続に関する民法等の規定）の改正の多くの項目が施行されている。
- 相続法改正では、約40年ぶりの大きな見直しが行われている。配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言保管制度の創設等が盛り込まれた。相続人以外の親族が被相続人の介護等をした場合、「特別寄与料」を請求できる規定も設けられた。
- 本稿では、相続法改正のうち、遺産分割に関する見直しのポイントをQ & A形式で紹介する。

<目次>

Q.1 相続法改正の概要	(以下、<その①>)
Q.2 配偶者の居住権の創設	
Q.3 夫婦間での居住用財産の贈与【本稿】 2
Q.4 相続預金の取扱いに関する判例変更 3
Q.5 預貯金の仮払い制度の創設等 5
Q.6 一部分割 6
Q.7 遺産分割前に処分された財産の扱い 8
Q.8 自筆証書遺言の保管制度創設	(以下、<その③>)
Q.9 自筆証書遺言の方式緩和	
Q.10 遺贈の担保責任等	
Q.11 遺言執行者の権限の明確化等	
Q.12 遺留分減殺請求の見直し	(以下、<その④>)
Q.13 遺留分の算定方法の見直し	
Q.14 権利／義務の承継に関する見直し	
Q.15 特別寄与料制度	
Q.16 法定相続情報証明制度	

(< その① > からの続き)

Q.3 夫婦間での居住用財産の贈与

相続法改正により、婚姻期間の長い夫婦間での自宅の贈与があった場合の相続分の計算が変わったと聞いたが、どのように変わったのか？

A.3: 結婚後 20 年以上の夫婦の一方が死亡した場合、両者の間での自宅の遺贈や生前贈与は、「原則として遺産分割の計算の対象外」とされた。

【解説】

1. 改正前の内容（改正前の問題点）

相続人の中に、被相続人から遺贈や生前贈与などで特別な利益（特別受益）を得ている相続人がいる場合、相続人間の公平をはかるために、遺産分割においてはその特別受益分をいったん遺産に引き戻して、相続分を計算するのが原則である（特別受益の持戻し）。

ただし、遺言書などで、持戻しを免除する被相続人の意思表示が認められる場合は、例外的に引き戻さずに計算される。つまり、原則、遺産分割の計算の「対象」となる。

例えば、夫婦で住んでいた夫名義の家が、亡き夫から妻に遺贈されたものの、持戻しを免除するという亡き夫の意思表示が認められない場合には、遺産分割においてその家（財産評価額）を特別受益として、いったん遺産に引き戻して計算する必要がある。

すると、妻は家の評価額の分、相続分から差し引かれることになるため、他の遺産の取り分が少なくなる。

2. 改正内容

結婚後 20 年以上の夫婦の間での自宅（家または敷地）の遺贈や生前贈与は、原則、遺産分割の計算の「対象外」とされることになった（民法 903 条 4 項）。

つまり、一定の婚姻期間がある配偶者の間での住むための不動産の贈与、というケースに限定して、改正前の原則と例外を逆転させ、配偶者を保護することとしている。このように、長年連れ添った配偶者については、より手厚く保護するのが、被相続人の通常の意味にもか合うといえるためである。

なお、同一の当事者間で結婚、離婚、結婚を繰り返した場合であっても、婚姻期間が通算して 20 年以上となっていれば、この規定の適用を受けることができる、との見解が、立法担当官

から示されている¹。

2019年7月1日に施行され、施行日以後の贈与等から適用されている。

3. 改正の影響

この規定は持戻し免除の意思表示があったと「推定」する建付けになっている。つまり、遺言や他の事情からそのような意思表示がないものとされれば（推定が破られれば）、やはり遺産に引き戻して計算されることになる。したがって、持戻し免除の意思表示があるかどうかは争われ得るのは、改正後も同じであり、被相続人自身の意思を遺言書などで明確にしておくことは、なお有益と思われる。

この規定は自宅の「所有権」だけでなく、「配偶者居住権」（＜その①＞の Q.2 参照）が遺贈された場合にも適用される（民法 1028 条 3 項）。配偶者居住権を遺贈する遺言書を作成する場合には、同じ遺言書の中で、持戻しについても記載しておくことが考えられるだろう。

なお、結婚後 20 年に満たない時点で遺贈や生前贈与をした場合、婚姻期間を満たさず、この改正が適用されないことに留意が必要である。婚姻期間を正確に把握することが重要だろう。

Q.4 相続預金の取扱いに関する判例変更

最近、相続預金の取扱いについて、最高裁判所（最高裁）の判断が変わったと聞いたが、何が変わったのか？これと改正相続法の関係は？

A.4：最高裁は、相続預金についての従来判例を変更し、共同相続された普通預金等は遺産分割の対象になるとした（2016年12月19日、2017年4月6日）。

改正相続法は、これを前提に預貯金の仮払い制度（Q.5）を整備した。

【解説】

1. 判例変更前の内容

従来判例では、名義人が死亡して相続が開始すると、預貯金は当然に法定相続分によって分割相続され、相続人全員の合意がない限り、遺産分割の対象にはならないとされてきた。

一部の相続人のみが生前贈与を受けており、めぼしい相続財産が預貯金のみであるケースでは、相続人間の公平が図れない。

図表1の「判例変更前の取扱い」のとおり、Cが不動産を取得しても合計2,150万円にしか

¹ 堂菌幹一郎・神吉康二編著『概説改正相続法』（2019年、金融財政事情研究会）pp. 42-43。

ならず、生前贈与分 5,500 万円を合わせて 7,400 万円取得する B と比べて、公平を欠く結果となる。

図表 1 判例変更前後の取扱いの比較例

■前提

- ・ A が死亡し、相続が開始
- ・ 相続人は A の子 B と子 C の二人
- ・ 相続財産は預貯金 3,800 万円と不動産 250 万円
- ・ 子 B は生前贈与で 5,500 万円取得
- ・ 子 C は不動産を遺産分割により取得

◇判例変更前の取扱い

【遺産分割外】
3,800万円 × 1/2(法定相続分) = 1,900万円を取得

B	生前贈与 5,500万円	+	預貯金 1,900万円	+	不動産 0円	=	7,400万円
C			預貯金 1,900万円	+	不動産 250万円	=	2,150万円

◇判例変更後の取扱い

【遺産分割】
(5,500万円 + 預貯金3,800万円 + 250万円) × 1/2 - 5,500万円(生前贈与)
= -725万円(相続分は0円)

B	生前贈与 5,500万円	+	預貯金 0円	+	不動産 0円	=	5,500万円
C			預貯金 3,800万円	+	不動産 250万円	=	4,050万円

(出所) 判例を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 判例変更の内容

共同相続された一定の預貯金について、相続開始により当然に法定相続分に従って分割相続されることはないとした。

つまり、預貯金は相続開始により共同相続人の共有となり、遺産分割を経て、各相続人が承継する。

図表 1 のケースでは、C が預貯金、不動産全てを取得するなら、合計 4,050 万円を取得でき、不公平がある程度解消できることになる。

3. 判例変更の影響

遺産分割が終わるまでは、各相続人は法定相続分に応じた預貯金の払戻しを受けられなくな

り、葬儀費用等、緊急な払戻しの必要がある場合に困ることとなる。

これに対応するため、遺産分割前の預貯金の仮払い制度（Q.5）が、相続法改正で設けられるに至った。

Q.5 預貯金の仮払い制度の創設等

葬儀費用として遺産に含まれる預貯金を引き出したい。改正された相続法の下ではどうすればよい？

A.5：共同相続した預貯金について、遺産分割前でも各相続人が払戻し請求できる制度が創設された。これを活用することが考えられる。

【解説】

1. 改正前の内容（改正前の問題点）

相続が開始すると、遺産に含まれる預貯金は、遺言がない限り、共同相続人全員の共有となり、遺産分割の対象になる（Q.4参照）。

そのため、各相続人からの払戻し請求は、遺産分割が完了するか、他の相続人全員の同意がなければ認められなかった。金融機関の実務では、口座名義人が死亡すると口座を凍結し、遺産分割協議書や相続人全員の同意書がない限り、原則払戻しに応じないという取扱いをしていた模様である。

こうして口座が凍結されると、葬儀費用や当面の生活費などが必要な場合でも引き出せなくなるため、特に被相続人の扶養を受けていた相続人は困窮してしまう。また、金融機関にとっても、例外的に払戻しに応じようとしても（いわゆる便宜払い）、二重払いのリスクが高くなる。そこで、遺産分割前の払戻しを制度的に認める手当てが求められていた。

2. 改正内容

払戻しの方法として、①家庭裁判所での手続（保全処分、家事事件手続法 200 条 3 項）と、②裁判所外での手続（金融機関の窓口で払戻しを求める、民法 909 条の 2）の 2 つの方法が創設された（図表 2）。なお、これらは併用もできる。

2019 年 7 月 1 日に施行された。施行日前に発生した相続に基づいて施行日以後にする払戻しにも適用される（民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律附則 5 条 1 項）。

図表2 払戻し方法の比較

	①裁判所での手続	②裁判所外での手続
相続人の手続	遺産分割審判・調停の中で申し立てる	直接、金融機関に払戻しを請求
払戻しの上限額	上限なし (申立額の範囲、かつ、他の共同相続人の利益を害しない範囲で裁判所が決定)	上限あり …(a)かつ(b)の額 (a)相続開始時の預貯金額【口座ごと】 ×3分の1×法定相続分 (b)金融機関ごとに150万円
対象となる預貯金	共同相続された預貯金 (遺贈された預貯金などは対象外)	
仮払いの必要性	求められる (葬儀費用、相続債務の返済、生活費等。申立人が疎明)	求められない
遺産分割時の扱い	払い戻された預貯金は、遺産分割によってその相続人が取得したものとみなされる(相続分の計算の際に引かれる)	
メリット	払戻しの上限額なし	コスト・手間・時間がかからない
デメリット	コスト・手間・時間がかかる	払戻しの上限額あり

(出所) 法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 改正が実務に与える影響

相続人にとっては、遺産分割や他の相続人の同意を待たずにただちに払戻しを受けられることになり、緊急の資金融通ができる。金融機関にとっては、二重払いのリスクを避けつつ、緊急の払戻し需要に対して画一的に応じられることになる。それぞれの手続の特徴を踏まえて、2つの方法を使い分ける(あるいは、併用する)ことが求められるだろう。

また、改正後も、葬儀費用等についてあらかじめ遺言で決めておけばトラブルを避けられることには変わりはない。この制度はあくまでもセーフティーネットとして考えるのが妥当だろう。

Q.6 一部分割

亡父の自宅をどちらが相続するかで二人の兄が激しく争っている。できれば、自宅以外の遺産を先に分割してしまいたいのだが、改正された相続法の下、それは可能だろうか？

A.6 : 遺産分割の方法として、遺産の一部のみを分割する「一部分割」が明文化された。

【解説】

1. 改正前の内容

実務上、遺産分割協議・調停・審判においては、いずれも一部分割が認められてきたものの、法律上、明文化はされていなかった。

2. 改正内容

遺産分割協議・調停・審判において「一部分割」ができることが明文化された（民法 907 条）。

ただし、他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合は認められない（同前）。具体的には、多額の生前贈与を受けていた相続人がいて、その贈与が特別受益として遺産分割の中で争われている場合において、仮に認められれば、その相続人の取り分がゼロとなるようなケースが考えられる。

このようなケースで、先に一部分割でその相続人にも取り分を認めると、全部分割をした場合の本来の取り分と比べて、他の相続人の取り分は減少することになる。

そこで、このようなケースで一部分割をするのは、差額が代償金として支払われることが確実であるなど、最終的に適正な分割ができる明確な見通しが得られることが必要になると解される²。

2019 年 7 月 1 日に施行され、施行日以後の相続から適用されている。

3. 改正の影響

改正前の実務を明文化したものであり、実務上は大きな影響はないと思われる。

改正後も、一部分割の審判においては、最終的に適正な分割ができるかどうか判断されるため、特別受益の有無やその額によっては一部分割が認められない可能性もある。

他方、この改正の議論では、一部分割への懸念も示された。遺産のうち当事者が関心のある現金や預貯金などのみを分割し、手間がかかるうえ経済的価値の低いような不動産（例えば利用価値の低い山林や長期間空き家になっている家屋など）は分割せずに放置され、いわゆる所有者不明土地問題が拡大するおそれがある、というものである³。

改正後も、遺産分割手続に期間制限はない。期間制限がないといつまでも分割がされず、遺産の共有状態が長期間続きかねない。これに対しては、別途、遺産分割手続に一定の期間制限を設ける案が法務省で検討されている。

法務省では、相続人は相続開始後、例えば 3 年、5 年、又は 10 年の間に遺産分割協議で合意

² 堂菌幹一郎・神吉康二編著『概説改正相続法』（2019 年、金融財政事情研究会）p. 70。

³ 民法（相続関係）部会参考資料 7 『民法（相続関係）等の改正に関する中間試案』に関する意見募集の結果について（<http://www.moj.go.jp/content/001207260.pdf>） p. 7。

するか、審判・調停の申立てをすることが求められる。仮にこの期限を過ぎた場合は法定相続分（または指定相続分）に従って分割がされたものとみなすことが検討されている。

Q.7 遺産分割前に処分された財産の扱い

相続人の一人が勝手に遺産の一部を売却してしまった。この場合、改正された相続法の下では、どのような取扱いとなるのか？

A.7：相続開始後、遺産分割前に処分された遺産についても、「みなし遺産」として遺産分割の対象にでき、処分がなかった場合と同じ結果を実現できる。

【解説】

1. 改正前の内容（改正前の問題点）

遺産分割の対象となる遺産の範囲は、遺産分割時に存在する財産に限定されている。

そのため、相続開始後、遺産分割前に共同相続人の1人などが遺産の一部を売却等で処分してしまった場合（いわゆる「使い込み」）、その処分された遺産を除いた遺産について分割することになる。

その結果、処分した相続人自身は、売却代金等に加えて、それとは別に遺産分割の取り分も得られることになり、他の相続人との関係で不公平な結果が生じることになる。

また、処分された遺産について他の相続人が不当利得等を主張して争おうとすると、家庭裁判所における遺産分割手続とは別に、地方裁判所に民事訴訟を起す必要があり、訴訟の負担が重いという問題もあった。

2. 改正内容

共同相続人全員の同意があれば、遺産分割前に処分された遺産についても、遺産とみなして（「みなし遺産」）、遺産分割の対象とすることができる（民法906条の2第1項）。この同意については、共同相続人の1人が処分をした場合には、その相続人以外の同意で足りる（同2項）。

処分された遺産を含めて遺産分割ができるため、処分がなかった場合と同じ結果を実現できる。

また、遺産分割手続で一体的に審理でき、別途、民事訴訟を起す必要がないため、負担も軽減される。

2019年7月1日に施行され、施行日以後の相続から適用されている。

3. 改正の影響

遺産分割前に処分された遺産についても遺産分割手続において判断できることから、遺産をめぐる争いを一体的に解決できる一方で、処分の有無や、誰が処分したかについて争われるため、遺産分割手続自体が長期化するおそれがある。

また、「みなし遺産」にできるのは、「相続開始後、遺産分割前」に処分された財産に限られる。したがって、相続開始前の使い込み、例えば、認知症となった親の財産を管理していた子の1人が、親の生前に財産を使い込んでいたような場合については、改正後においても民事訴訟で争う必要がある。

結局、「使い込み」を巡る争いは、改正後も変わらず、遺産分割を長期化・複雑化させる原因といえる。

そのため、そもそもこのような「使い込み」が起こらないように備えておくことが、改正後においても重要といえる。例えば、生前から相続に備えて財産状況を把握しておくことのほか、財産を処分する必要が生じた場合には、後々使い込みを主張されないよう、使途や他の者の同意を明らかにする証拠を残しておくことなどが考えられるだろう。

(以下、<その③>に続く)